

くらし建設委員会会議録要旨

開 会 日	平成 30 年 12 月 13 日（木）午前 10 時 00 分
閉 会 日	平成 30 年 12 月 13 日（木）午後 0 時 02 分
場 所	長久手市役所西庁舎 第 7・8 会議室
出席委員	委員 長 ささせ順子 副委員 長 山田けんたろう 委 員 青山直道 じんの和子 田崎あきひさ 吉田ひでき
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件 のため出席した者 の職氏名	市長 吉田一平 総務部次長兼財政課長 浦川 正 課長補佐（財政担当） 嵯峨 剛 くらし文化部長 加藤正純 次長 川本保則 安心安全課長 南谷 学 主幹 栗寄穂積 課長補佐 山際裕行 交通防犯係長 久保田順子 建設部長 角谷俊卓 次長 加藤英之 開発調整監 中垣 智 区画整理課長 横地賢一 公園西駅開発推進室長 朝井雅之 室長補佐兼開発推進係長 伊藤直幸 区画整理係長 富田昌樹 下水道課長 古橋 剛 課長補佐 白木敏雄 経営係長 伊藤弘憲 工務係長 舘 正也 計 20 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 川合保生 議会事務局長 福岡隆也 書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言
市長 あいさつ
議長 あいさつ

議案第 71 号 長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例の制定について

安心安全課長 議案第 71 号について説明

吉田委員 条例制定に係る決裁の起案日はいつか。

安心安全課長 平成 30 年 10 月 25 日に市長提出予定議案として市長までの決裁を起案している。

吉田委員 議案ではなく、条例制定に係る決裁はないのか。

安心安全課長 条例制定の経緯は、平成 29 年第 2 回定例会一般質問で条例の制定について研究すると答弁した。その後、平成 30 年第 1 回定例会一般質問では、制定について検討すると答弁し、県内市町村に電話や訪問により調査した。制定に向けて内部で議論し、平成 30 年 8 月号広報で 9 月に実施するパブリックコメントを市民に周知し、市民に対し説明会を実施したことが、今回の経緯である。

吉田委員 研究、検討の答弁だけでスタートして、部長の決裁なく進んだということか。

安心安全課長 条例制定に係る手続きは、パブリックコメント実施前に内部で正式に行っている。

吉田委員 内部の正式な手続きは書類を残さず口約束だけで合意したのか。

安心安全課長 パブリックコメントの実施は文書による決裁で上司の合意をとっているが、細かいものは口頭での合意になっている部分もある。

吉田委員 上司が合意した日付はいつか。

安心安全課長 パブリックコメントの内容を反映し、法規審査で内容を確認してから市全体の合意をとり手続きをすすめている。

吉田委員 日付が記載された決裁はないのか。

安心安全課長 手元に資料を用意していないが、パブリックコメント前に実施決裁をとっている。

吉田委員 委員会中に用意できるか。審査中に用意してほしい。

安心安全課長 準備する。

じんの委員 愛知県内の自転車乗用中の交通事故件数及び死傷者数はどのようなか。

主幹 死傷者は 8,287 人である。そのうち自転車事故で亡くなられた方は 35 人である。

じんの委員 第 7 条の未成年者とは何歳未満のことか。

安心安全課長 20 歳未満である。

じんの委員 名古屋市は高齢者のヘルメット着用も義務化されているが、本市条例

では高齢者のヘルメット着用は努力義務にすらなっていないのはなぜか。

安心安全課長 成人は自分自身で判断できると考えたためである。

じんの委員 高齢者の自転車安全教室は実施しているか。

安心安全課長 自転車に特化した交通安全教室は実施していない。シルバー人材センターに対して高齢者の交通安全教室を実施している。

じんの委員 第 11 条に保険加入義務が規定されているが義務とした背景は何か。

安心安全課長 平成 25 年に神戸市で小学生が自転車事故により約 9,500 万円の損害賠償を請求されるなど、自転車による事故で高額な賠償責任を負う事例が発生しているためである。

じんの委員 県が推進している自転車の点検整備と保険がセットになった「TSマーク」の現状はどのようなか。

安心安全課長 「TSマーク」を推進していることは把握しているが、販売数などは把握していない。

じんの委員 市も保険加入促進の具体策を講じるべきである。金沢市は啓発用ホームページを公開しているが本市も公開するのか。

安心安全課長 他市町で実施していることは把握している。損害保険会社と協定を結び実施しているものであり、本市としても研究して対応を考えていきたい。

じんの委員 安全に通行できる道路環境整備についてどのように考えているか。

安心安全課長 第 3 条に自転車が安全に通行できる環境を整備していく方向性を示した。

田崎委員 ヘルメット着用は努力義務、損害賠償保険の加入は義務で罰則規定がないが、市が目指す目的を達成できるのか。また、条例制定後に罰則規定を追加する考えはあるのか。

安心安全課長 先進的な自治体でも実態を把握することができていないと聞いており、罰則規定の追加は考えていない。

田崎委員 条例の制定で事故防止と自転車の安全利用が促進されるという解釈でよいのか。

安心安全課長 条例で義務化することで効果があると考えます。

田崎委員 義務化は加害者の保護、被害者の保護のどちらに重きをおいているのか。

安心安全課長 自転車はスピードが出るため加害者にもなりうる危険なものであると意識していただけるような啓発をしていく。

田崎委員 この条例は公布の日から施行であるが、第 11 条の自転車損害賠償保険等の加入については、平成 31 年 4 月 1 日施行である。その間の具体的な周知方法は何か。

安心安全課長 高校、大学に対する啓発や広報、ホームページなどでも周知していきたい。

田崎委員 4 か月しか期間が無いが具体的な周知スケジュールはまだ決まって

いないのか。

安心安全課長 具体的なスケジュールは決まっていない。関係機関や自転車販売店などに周知していきたい。

田崎委員 第 11 条に保護者以外の者が保険等に参加すればよいと規定されている。これは市が未成年者に対して保険を加入するという事か。

安心安全課長 ヘルメットの助成等を先進地で実施していることは把握しているが、本市としては考えていない。

田崎委員 損害賠償保険の市負担は考えていないということによいか。

安心安全課長 そのとおりである。

吉田委員 今まで本市の条例は一般質問での「研究します」「検討します」の答弁から動き始めて、そのまま部長決裁もなく議案上程していたのか。

安心安全課長 パブリックコメント実施前に上司に確認している。また、議案を上程することに関しても決裁している。

吉田委員 私の調べた範囲では、平成 30 年 8 月 30 日に決裁が動き出したと聞いている。

安心安全課長 8 月初旬に正副議長へ説明した上で市民に周知しており、その前の段階で決裁している。

吉田委員 一般質問で検討すると答弁してから、どれくらい市民と意見交換したのか。例えば保育園や幼稚園、託児所などに通われる保護者と意見交換したか。

安心安全課長 保護者とは意見交換していない。

吉田委員 小学生や中学生と話し合いなどをしたことはあるか。

安心安全課長 児童及び生徒には話を聞いていない。

吉田委員 通勤、通学で駐輪場を利用する方の声を聞いたことはあるか。

安心安全課長 駐輪場利用者の声は聞いていない。

吉田委員 市民や子どもなど自転車利用者の意見を聞かずに条例をつくりはじめたのか。

安心安全課長 市内の小中学校の校長会や高校等で話を聞いている。パブリックコメントの説明会を実施するなど意見は伺っている。

吉田委員 部課長は、「みんなで作るまち条例」は理解しているか。

安心安全課長 把握している。

吉田委員 条例第 10 条を教えてほしい。

安心安全課長 「市民参加及び協働」の項目である。

吉田委員 早いペースで条例が出来ているが、今後も書類や日付も見えてこない状況で条例をつくり、議会に上程されていくのか。

安心安全課長 市民への意見聴取はパブリックコメントも含まれており、ご意見はいただいていると考えている。

吉田委員 起案の日付は分かったか。

課長補佐 8 月 29 日にパブリックコメントの実施決裁を起案している。

吉田委員 その日が正式に条例を作っていくという決裁によいか。条例が本格的

に動き出したのは8月29日から上程までの約2か月と捉えればよいか。
くらし文化部長

市のルールに基づき、議案を上程している。例えば上程は市長決裁、議会への説明は行政課合議で市長決裁している。本市は先行して条例を制定した名古屋市と隣接しており、多くの自転車が行き来している。このため、名古屋市と同等の条例が必要だと考えてきた。担当課は平成29年の答弁から資料集めなどを進めているため、何月何日からスタートしているとは言えない。みんなで作るまち条例との整合性は、自転車に対する交通安全を安心安全課がこれまでいろんな形で取り組んできたことを条例で明文化しているの、市民に意見は聞いていない。近隣市町や保険会社の状況を把握している。

吉田委員 これからつくる条例は2、3か月で出てくることもありうるということでしょうか。

くらし文化部長

みんなで作るまち条例は市民と一緒にとことん話し合っただけで条例を作ることになっているが、条例の中身によってはスピード感が必要になるものもある。

吉田委員 この条例は簡単に進めてもよいものということか。

くらし文化部長

みんなで作るまち条例と本条例が同時進行しており、後戻りすべきだったかもしれないが、今回はこのようなスケジュールで進める。

山田(け)委員 条例制定後の具体的なスケジュールが決まっていない。名古屋市が制定しているから追随して定めるとの答弁であったが、本市にその条例をあてはめたときに、どのような効果を期待するのか。

安心安全課長 他の世代と比べ若い世代がよく乗っている自転車は、事故による高額賠償の事例が全国的にある。自転車事故を減らしていきたいと考える中で、市内を通過する者も含み、中高生の通学も範囲となる条例を制定した。

山田(け)委員 今後条例の賛否を判断するにあたり、条例の制定により今後市民にどのような安全が補完されるのか。

安心安全課長 自転車が危険なことを含めて被害者、加害者にならないように周知していきたい。

山田(け)委員 市内の未成年者と高齢者数はどのようか。

安心安全課長 11月末現在の住民基本台帳では、20歳未満の未成年は13,817人、65歳以上の高齢者は9,515人である。

山田(け)委員 全国の自転車に関する条例を調べると必ず高齢者が入っている。高齢者にもヘルメット購入の補助があるとか、統計的に調べると子どもの事故と同じく高齢者が亡くなる件数がかかり多い。終了する尾張市町交通災害共済で見舞金が約束されていた高齢者を外して対象を未成年に限定する理由はなにか。

安心安全課長 警察庁の調査で、未成年者は自転車事故の比率が高いため、中高生を含めた未成年者に特化した。一般の方を全く対象としないわけではない。ヘルメットを着用しないと死亡率が高いことは把握しており、周知啓発していきたい。

じんの委員 自転車を利用するすべての人が対象となり、本市に自転車で乗り入れる方も関係してくる。しっかり周知しないといけないが、どのような啓発を考えているのか。

安心安全課長 議員の皆様にごいただいた意見を参考に周知していきたいと考える。

吉田委員 市長のまちづくりと市役所のまちづくりには開きがあると感じられる。条例制定後の予定が何も組まれていない。これからさまざまな条例を作っていくと思うが、今のこの進め方はどうなのか。

安心安全課長 具体的なスケジュールを伝えられなかったのは申し訳ない。中学校、高校、大学、事業所などへの周知を実施することは考えている。

市長 後から周知するのか、事前に周知啓発するのか、みんなで作るまち条例では市長は条例を遵守すると規定しているが、まさしくそのとおりで思っている。職員は周知を徹底する必要がある。みんなで作るまち条例は基本の基本であるため、いただいたご意見のとおり徹底して周知は実施していく。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

吉田委員 平成30年7月1日から施行された「長久手市みんなで作るまち条例」は市長が提案し、議会が決めた「市民のための条例」であると、私は判断している。先ほどの議案質疑に対する答弁を聞く限りほぼ「第3章市民主体のまちづくり」第10条「市民参加及び協働」は私にはまったく感じられなかった。

市民にとって「安心・安全」に直接関係する条例であり、市民と多くの時間をかけ、多くの参加者とともに作り上げる必要がある大切な条例であると私は判断した。市長、部長は「長久手市みんなで作るまち条例」を再度読み込み、市民の皆さんに「声をかけあい」「人を集め」「対話を繰り返し」つくられた条例に再度検討しなおすことを必要と判断して反対する。

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 71 号は、賛成多数で原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩

<午前 11 時 04 分休憩>

<午前 11 時 15 分再開>

委員長 休憩前に引続き会議を再開する。

議案第 65 号 平成 30 年度長久手市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

下水道課長 議案第 65 号について説明

青山委員 予算を事前に計上できたと思うがなぜ計上しなかったのか。

下水道課長 この地区は当初予算編成時から形が変わることがわかっており、道路形態によってはグリーンロードなどアプローチするルートがいくつかあるため、確定するまで費用の計上を見送っていた。

じんの委員 実施設計を行うとのことだが、業者は公募するのか。

工務係長 指名競争入札である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 65 号は、賛成全員で原案のとおり可決

陳情第 1 号 商工会の経営支援体制確立への配慮と地域商工業振興策の拡充に係る陳情書について

委員長 愛知県商工会連合会及び長久手市商工会から、商工会の経営支援体制確立への配慮と地域商工業振興策の拡充に係る陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

じんの委員 市長あてにも同様の陳情書が提出されているため、善処方を求めることでよいのではないか。

委員長 当該関係機関に善処方を求めることについて、異議があるか。

<異議なし>

陳情第 1 号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。

所管事務調査

公園西駅周辺土地区画整理事業の進捗状況について

区画整理課長 公園西駅周辺土地区画整理事業の概要として、施行面積は約 20.6 ヘクタール、施行期間は平成 25 年度から 35 年度まで、平均減歩率は 43.89%、総事業費 41 億 200 万円である。

事業の経過について、平成 25 年 1 月に市街化区域編入等の都市計画決定、平成 25 年 7 月に事業計画の決定公告、平成 26 年 4 月には仮換地指定を行い事業を進めてきたが、折り返し点となる約 5 年が経過し、この 10 月に第 3 回の事業計画変更の公告を行った。総事業費は変更しておらず、収入、支出ともに 41 億 200 万円である。概略工程は、平成 29 年度末時点の支出ベースによる進捗率は 77% で、地区内の補償対象となる 12 戸の建物移転、除却はすべて完了している。平成 33 年度の工事概成を目標に残りの工事を進め、平成 34 年度の換地処分、平成 35 年度の事業完了を予定している。

第 3 回事業計画の主たる変更内容は 4 項目あり、1 つ目は、まちのビルトアップや、生活利便施設の立地を促進し、土地利用の柔軟な対応が図れるよう、駅前中高層住宅街区を一体的な街区形状に変更した。2 つ目は、地権者、事業予定者、本市の 3 者で進めてきた「先導住宅街区勉強会」の合意内容を踏まえ、街区や公共施設の配置を変更した。3 つ目は、2 号公園の香流川沿いに水路を配置していたが、水路を無くし公園形状を変更した。4 つ目は、過年度の事業費を精査し、事業完了までの資金計画を見直し変更したが、総事業費の 41 億 200 万円は変更していない。なお、保留地の平均処分単価について、1 平方メートルあたり 10 万円を 12 万 4,000 円に変更し、保留地処分金収入が約 7 億 6,000 万円増額することとなり、収入における市単独の負担金を約 7 億 5,000 万円減額している。事業計画の変更は、平成 30 年 9 月 21 日付けで愛知県知事より認可され、10 月 3 日付けで市が公告した。

先導住宅街区勉強会は、平成 26 年 11 月 23 日から平成 29 年 5 月 28 日にかけて計 10 回開催した。公園西駅周辺地区は、地区全体にわたり申し出換地を行っており、地区の中でも先導的な環境配慮型のまちづくりを進める街区に申し出いただいた地権者がその趣旨に賛同し、毎回非常に熱心な協議を重ねてきた。さらに、平成 28 年度に事業予定者の募集、選定を行い、トヨタグループからの提案も含めて協議を重ね、このエリア内に風を取り入れることにより涼しさを導くとともに、曲線道路とすることにより、通行する自動車の速度抑制を図り、環境に優しい快適な街区形成とするため、区画道路の配置をタテ・ヨコ方向変えることとし、事業計画を変更した。

地区内の工事の進捗について、リニモ公園西駅北側エリアは、イケア長久手の外周区画道路の築造、1 号調整池本体とその上部の緑化整備工事は完了しており、今後、香流川沿いの緑地整備、1 号公園の整備工事

を進める。リニモ公園西駅の南側エリアは、駅前広場及び都市計画道路公園西駅南通り線を平成29年10月に供用開始している。2号調整池については、調整池としての整備は終えているが、オープンとなっている上池の修景整備、覆蓋化した下池上部は緑化工事を予定しており、2号公園についても、来年度整備を予定している。また、香流川兩岸の緑地は、今年度以降順次整備を進めていく。

地区内では、使用収益を開始した街区内において、これまでに12棟の建物の建築が完了しており、現在2棟が建築中である。このほか、貸駐車場として、土地利用を図っている箇所もある。南側エリア内における10街区から17街区周辺は、今年度工事により、区画道路の築造、宅盤造成を行っている。平成31年4月には使用収益を開始する予定であり、この周辺でも建築物のビルトアップが進んでいくこととなる。

保留地分譲の状況及び分譲に関する取り組みについて、11月30日時点で、今年度の分譲は3筆、約1,600平方メートルとなり、これまでの分譲保留地の合計は7筆、約4,600平方メートルとなっている。資料の分譲予定欄で表記している6筆、約2,000平方メートルは、現在先着順にて随時申込みを受け付けており、この6筆を含め、残り61筆の保留地を、平成33年度までに分譲できるよう努力していく。

平成29年度から平成31年度当初にかけて、区画整理課で行っている保留地分譲の取り組みについて、一般の方への保留地販売は、平成29年8月に実施した12街区の第1期分譲からとなるが、12街区は、年末に一部の保留地を再分割し、第3期分譲として実施した結果、3筆の契約に至った。平成30年に入り、中高層住宅エリア内の9街区、2・3・4街区について、第2期、第4期分譲により公開抽選を行い、抽選にならなかった保留地は先着順で分譲しており、5筆中3筆が契約に至っている。ただし、第5期分譲として、9月に実施した21街区3筆については、抽選参加申込はなく、先着順申込受付を行っているが、これまで契約には至っていない。

この区画整理事業は、市内で唯一の市施行事業であり、市が保留地分譲を行っている。これまでの分譲に関する周知は、市の広報紙及びホームページを主体に行っていたが、第5期分譲にあわせて、外注によるPRチラシの作成を行い、11月には、CBCハウジングセンターでのイベント開催時にブースを借用して、来場者に直接チラシを配布しながらPR活動した。今後、より積極的なPRをするために、日本最大級の不動産サイト「SUUMO」へ情報掲載を行っていく。

- 田崎委員 先導住宅街区勉強会の参加者は地権者か。
- 区画整理課長 環境配慮型先導住宅街区に換地を受けた地権者である。
- 田崎委員 地権者は総勢何名で、そのうち何名が参加したか。
- 区画整理課長 仮換地指定を受けた地権者は6名だが、夫婦で参加される方もいた。
- 田崎委員 過去に、この街区を日本全体に発信していく低炭素型住宅のモデルに

していくと答弁していたが、日本に誇れる先進事例はどれか。

区画整理課長 先進地として豊田市をはじめ各市町が緑化や遮熱性舗装により温度上昇を抑えるなど環境配慮のまちづくりに取り組んでいる。この区画整理事業でも遮熱性舗装と緑化等、公共施設でできることは取り組んでいる。今後使用収益が始まり、建築等が行われる際に市が環境配慮型のまちづくりの趣旨を説明して地権者や保留地の購入者に理解していただき、連携しながら進めていきたいと考えている。市施行の区画整理として、市が直接リーディング・プロジェクトとして環境配慮型のまちづくりを展開してきたが、その成果を市全域に広めていくのが最終目標である。

田崎委員 過去の答弁が形になっている部分があれば教えてほしい。

区画整理課長 本事業は5年経過し、環境配慮の施策、公共施設等で一部効果検証をしているが、日本で唯一のものは実施に至っていないが、たとえば道路の遮熱性舗装、公園、調整池の修景整備で緑化を図っている。太陽光発電設備の導入を計画にうたっているが、5年が過ぎ、太陽光発電も最新ではなくなり、公共施設でできることは限りがあるため、先進的で取り入れられるものはないか見出したいが、日本初のものをやれる状況には至っていない。

田崎委員 事実上、実施しないというふうに変わってきているということか。

区画整理課長 既存のものを検証しつつ新しいものも情報収集しながら、今後実施していけるものを見出していきたい。

青山委員 田崎委員の質問の回答の中で環境配慮型住宅ガイドラインへの理解を地権者や購入者にお願いするとのことだったが、保留地を公募したときにガイドラインに賛同できる方しか買えないと説明していないのか。ガイドラインに沿わない住宅ばかりが建ってしまうとガイドラインの意味がなくなってしまう。

区画整理課長 ガイドラインについては、ご協力いただきたいというものになるが、公園西駅の環境配慮型のまちづくりは市のホームページで周知しており、保留地公開抽選の募集要項を作成し、購入される際はこの取り組みの趣旨を汲み取って下さいと説明している。現在、先導住宅街区については地区計画をかけておらず地区計画策定の検討を進めており、来年度条例に盛り込んでいく。ガイドラインと地区計画の2本立てで環境に配慮したまちをつくっていきたいが、環境配慮のまちづくりの趣旨への賛同を購入条件にするのは難しい。

青山委員 イケア長久手の前だけ遮熱性舗装して、リニモ公園西駅南側でしないのはなぜか。

区画整理課長 車道部は、イケア長久手西側の一部区間しか遮熱性舗装をしていない。歩道部は遮熱保水性平板ブロックを工事の際に随時敷設している。通常のアスファルト舗装よりも費用がかかるため、今年度の効果検証の結果を踏まえながら、最終的にはリニモ公園西駅の南側エリアも含めて、地

区内の区画道路全てを遮熱性舗装にできればと計画している。通常のアスファルト舗装よりも費用がかかるため、効果検証の結果を見極めつつ地区内全域の車道部も遮熱性舗装にしていきたいと考えている。

山田(け)委員 先導住宅街区の着工は何年度か。

区画整理課長 設計は10月の事業計画変更で固まり、現在道路配置と街区形状が変わったことで当初の仮換地指定を変更することとしており、今年度末までには調整したうえで変更したい。平成31年度には宅盤造成、区画道路の築造、占用物を埋設して、平成32年夏又は秋頃には使用収益を開始したい。

山田(け)委員 平成31年度から造成が始まるとのことだが、保留地の売れ行きは芳しくない。現状では荒地にしか見えず、他県からイケア長久手に来る客に対して周知看板を設置するなど購買意欲をかき立てるような取り組みをしてほしい。

区画整理課長 トヨタグループと協議しながら、将来素晴らしいまちになるイメージが湧くようにして、保留地分譲につながることを期待したい。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後0時02分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成30年12月13日

くらし建設委員会委員長 ささせ順子